

防府市国民健康保険はり・きゅう施術に関する費用の支払取扱要綱

平成22年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市国民健康保険はり・きゅう施設利用規則（昭和36年防府市規則第18号（以下「規則」という。））に定める事業として行うはり・きゅうの施術に関する費用（以下「施術費」という。）の支払について必要な事項を定めるものとする。

(施術担当者の指定)

第2条 防府市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、はり・きゅうの施術を行うことができる者（以下「施術担当者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから市長が指定する。

- (1) はり師、きゅう師の免許を受けていること。
- (2) 防府市に施術所を有すること。（ただし、市長が特別に認める場合はこの限りでない。）

2 施術担当者の指定を受けようとする者は、防府市国民健康保険はり・きゅう施術担当者指定申請書（第1号様式）により、施術担当者又は施術担当者が加入する団体の長から市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、施術担当者の資格があると認めた者に対して防府市国民健康保険はり・きゅう施術担当者指定通知書（第2号様式）を交付する。

4 指定通知書の交付を受けた施術担当者は、速やかに市長と施術に関し必要な協定を結ばなければならない。ただし、同一の団体に加入する施術担当者が複数ある場合は、加入する団体の長が代表して協定を結ぶことができるものとする。

5 施術担当者は前項の指定期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、第2項の規定により新たに申請し、指定を受けなければならない。

(施術担当者の遵守事項)

第3条 施術担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施術にあたっては、常に公正にして親切丁寧を旨とし、治療に最善の努力をすること。

(2) 現に医師が治療中の疾患については、医師の同意を得て施術すること。

(3) 施術にあたって医師の診察を受ける必要があると認められるときは、その旨を勧奨すること。

(4) 施術及び施術所の設備に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及びこれに基づく法令の規定による義務を怠らないこと。

(初検料)

第4条 初検料は同一施術担当者が同一被保険者の施術について12か月を経過しないときは、対症部位が異なる場合においても重ねて徴収することはない。ただし、施術継続中であっても、無施術期間が1か月以上経過した場合は、この限りでない。

(施術の手続)

第5条 施術担当者は、規則第4条第2項に規定する手続により施術を行うものとする。ただし、国民健康法保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項に規定する特別療養費の支給対象者の場合は、この限りでない。

(施術費の申請)

第6条 規則第7条第1項の規定により施術費の支払を受けようとする施術担当者は、防府市国民健康保険はり・きゆう施術費支給申請書（第3号様式）に1か月分を集計し、防府市国民健康保険はり・きゆう施術明細書（第4号様式）を添えて翌月10日までに市長に申請しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱施行の日以後の施術に関する費用について適用し、同日前までに交付された被保険者資格証明書の提示があった場合については、有効期限の令和7年7月31日までは従前の例による。

(第1号様式)

防 府 市 国 民 健 康 保 険
は り ・ き ゅ う 施 術 担 当 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

防 府 市 長 様

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

防府市国民健康保険はり・きゅう施術担当者として、指定を受けたいので申請します。

記

施術所	施術所名				
	所在地				
施術者	氏名				
	生年月日				
免許	施術の種別	はり	きゅう		
	免許証の 記号番号				
	取得日				
振込先	金融機関名	支店名	預金 種別	口座番号	口座名義(カタナ)

(第2号様式)

年 月 日

(宛先)

防府市長名

防府市国民健康保険はり・きゅう施術担当者指定通知書

年 月 日付で申請のありました下記の者を防府市国民健康保険はり・きゅう施術担当者に指定しましたので、通知いたします。

記

指定期間		
施 術 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
指定の区分	は り ・ き ゅ う	

(第3号様式)

防府市国民健康保険はり・きゅう施術費支給申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

施術担当者 住所

氏名

年 月分の防府市国民健康保険はり・きゅう施術費を下記のとおり
申請します。 (施術明細書 枚)

区分	件数	請求金額	決定額(※)	摘要(※)
初検料				
1 術				
2 術				
計				

※欄は記入しないでください。

審査済	係	給付

(第3号様式)

防府市国民健康保険はり・きゅう施術費支給申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

施術担当者 住所

氏名

年 月分の防府市国民健康保険はり・きゅう施術費を下記のとおり
申請します。 (施術明細書 枚)

区分	件数	請求金額	決定額(※)	摘要(※)
初検料				
1 術				
2 術				
計				

※欄は記入しないでください。

審査済	係	給付

(第4号様式)

防府市国民健康保険はり・きゅう施術明細書

山6-	月	日	対症名	術名	受術者確認	対象金額
世帯主氏名			痛	初検 はり・きゅう		円
住所			痛	はり・きゅう		円
防府市			痛	はり・きゅう		円
受術者氏名			痛	はり・きゅう		円
			痛	はり・きゅう		円
年生			痛	はり・きゅう		円
施術者			痛	はり・きゅう		円
住所			痛	はり・きゅう		円
氏名			痛	はり・きゅう		円
			痛	はり・きゅう		円

(第4号様式)

防府市国民健康保険はり・きゅう施術明細書

山6-	月	日	対症名	術名	受術者確認	対象金額
世帯主氏名			痛	初検 はり・きゅう		円
住所			痛	はり・きゅう		円
防府市			痛	はり・きゅう		円
受術者氏名			痛	はり・きゅう		円
			痛	はり・きゅう		円
年生			痛	はり・きゅう		円
施術者			痛	はり・きゅう		円
住所			痛	はり・きゅう		円
氏名			痛	はり・きゅう		円
			痛	はり・きゅう		円